

地域観光緊急支援事業

「県民支えあい 信州割SPECIAL」

<宿泊事業者向けマニュアル>

割引適用可能期間

令和3年6月18日(金)~令和3年12月23日(木) 宿泊分まで(予定)

※予約受付期間：令和3年6月18日(金)~12月23日(木)までの新規予約分
【令和3年10月7日(木)以前の予約分は、令和3年12月28日(火) 宿泊分まで】

※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には本事業を終了します。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2021.10.6更新版

<事業概要>

事業の通称	「県民支えあい 信州割SPECIAL」事業
事業実施期間	令和3年6月18日（金）～令和3年12月23日（木） 予約・宿泊分まで（予定） ※令和3年10月7日（木）以前の予約分は令和3年12月28日（火） 宿泊分まで ※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には本事業を終了します。

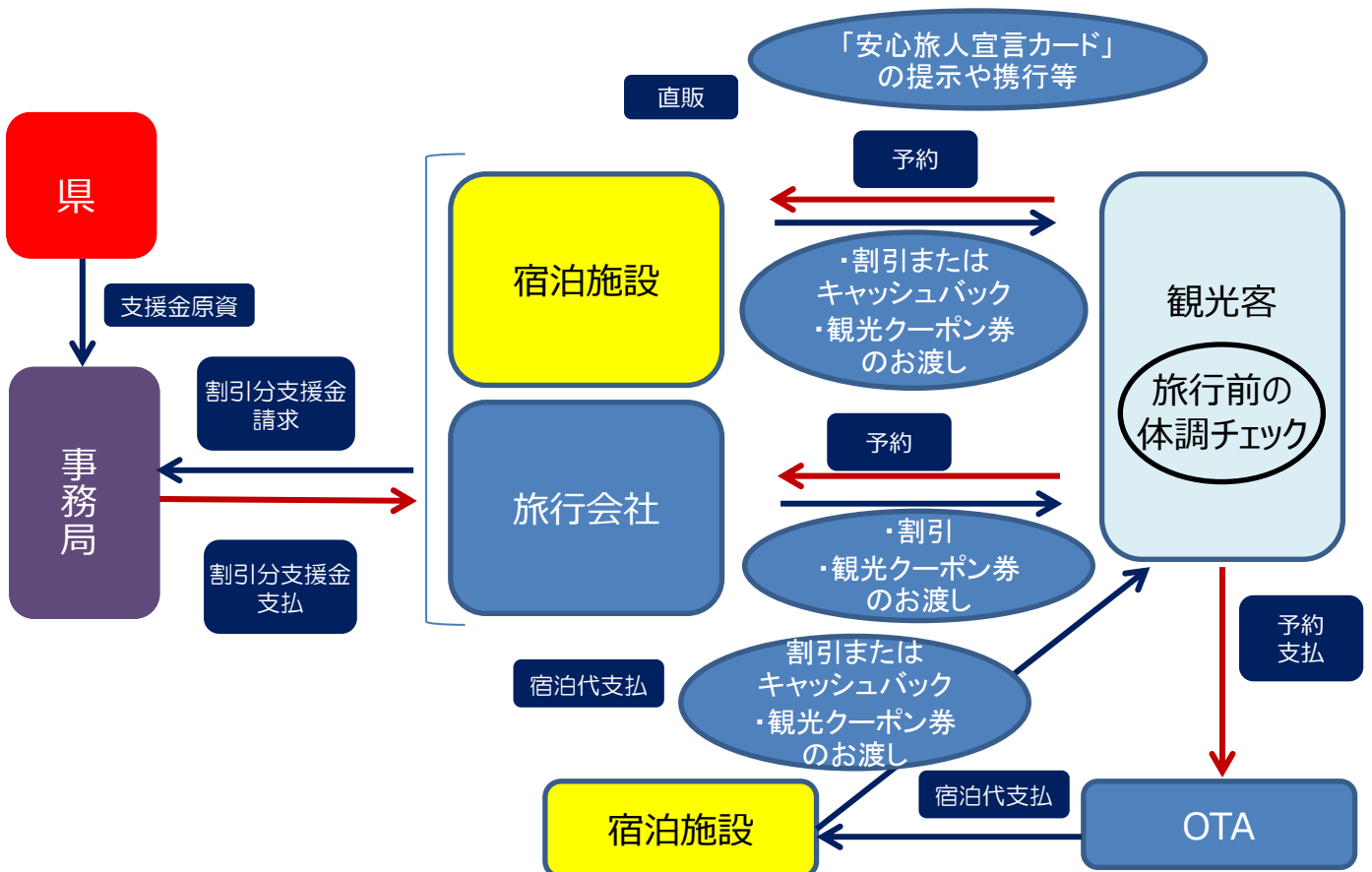
趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある観光産業を応援するため、長野県内在住者を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者、及び地域の観光事業者で使えるクーポンの配布により利用料金の割引を行う事業者に対し支援を実施する。

■実施内容

地域観光緊急支援事業（「県民支えあい信州割SPECIAL」事業）は、県内在住者の宿泊旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

■実施体制



＜支援対象＞

■対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・支援金の交付の対象となる対象事業者は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
- ・「信州の安心なお店認証制度」の申請を行うこと。
- ・旅館業法第3条第1項、住宅宿泊事業法第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設であること。
- ・旅行者に対して居住地の確認ができる者、長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。

■支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は、県内在住者が長野県内に1泊以上する県内の宿泊旅行代金とする。
- ・一施設あたりの上限泊数は1,200人泊までとする。
(上限を超えての申請には応じられませんのでご注意ください。)
- ・対象事業者は本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
 - (5) 観光を主たる目的としていない宿泊旅行
 - (6) その他、長野県及び事務局が不相当と認めるもの
 - (7) 県外を経由する旅行

<支援対象>

追記(重要)

■割引対象者

・割引を行う対象者は、**県内在住者**であり、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限ります。

※予約期間により割引対象者の条件が異なります。(表1参照)

■割引対象期間

令和3年6月18日(金)～令和3年12月28日(火)

※予約期間により、割引対象期間が異なります。(表1参照)

表1

予約期間	割引対象者の条件	宿泊対象期間	備考
R3/6/18～R3/7/25 までの予約分	同居の家族限定	R3/6/18～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/7/26～R3/8/10 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/7/26～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/8/11～R3/9/26 までの予約分	同居の家族限定	R3/8/11～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/9/27～R3/10/7 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/9/27～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/10/8～R3/12/23 までの予約分	長野県在住の方	R3/10/8～ R3/12/23	割引の対象期間は R3/12/23宿泊分まで

■注意事項

- ・令和3年6月18日～令和3年10月7日までに予約された旅行者が令和3年10月8日以降に宿泊日を変更される場合、宿泊対象期間は**令和3年12月23日まで**となります。
- ・コロナの感染状況及びGoToトラベル事業の再開の状況によっては、本事業を中止することがあります。

・上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。

<割引方法>

■割引額 ★一人当たり1旅行2泊まで

1人1泊当たりの宿泊旅行代金	1人1泊当たりの割引額
5,000円以上10,000円未満	2,500円
10,000円以上	5,000円

■割引の方法は以下の通りお願いします。

※割引を行う際は、チェックイン時に、宿泊者の代表の方に、様式6号の「県民支えあい 信州割SPECIAL」割引確認書の記入をお願いしてください。
割引確認書がないと支援金のお支払いができませんのでご注意ください。

・事前精算の場合・・・

チェックイン（アウト）時に割引相当額をキャッシュバックしてください。

※キャッシュバックされる分は、事前に事業者でご準備ください。

※OTAで予約された旅行者への割引は宿泊事業者様にてキャッシュバックの対応をお願いします。（本事業はOTAへの支援金還付は無いため）

・現地精算の場合・・・

販売価格からの割引でご対応ください。

※旅行会社からの予約の割引について

本事業は旅行会社も支援金支払い対象となり、重複割引を防止するため、**旅行会社からの予約の割引は行わないでください。**

※併用の可否について

市町村で実施している宿泊割引との併用は、県としては可能ですが、必ず各市町村に対しても併用可能かご確認ください。

ただし、**GoToトラベル事業及び「信州の宿 県民応援前売割」との併用はできません。**

【宿泊旅行代金に含められないもの】


- ① 換金性の高いもの
 - ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
 - ・収入印紙や切手
- ② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

表1 1人1宿泊旅行あたりの支援額（割引額）早見表

種類	旅行形態	1旅行（宿泊）1人当たりの支援限度額
宿泊旅行	宿泊旅行代金1人当たり 10,000円以上	5,000円
	宿泊旅行代金1人当たり 5,000円以上10,000円未満	2,500円
観光クーポン	<p>1つの割引につき2,000円/1セット（500円×4枚綴り） ※割引対象者にのみお渡しください。 ※残ったクーポンは事務局に返却いただきますので、必ず1割引当たり1セット（500円×4枚綴り）のお渡しをお願いします。</p>	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>◆注意事項 ① 本券は、長野県内にのみ住まいる方（在留外国人の方を含む）に限り有効です。 ② 他旅行や他クーポン券との併用の可否は店舗によって異なりますので、事前にご利用店舗にご確認ください。 ③ 住所を鑑別できる店舗をご案内いただくことがあります。 ④ 賞状目的の本券の転売はゆるぎある場合で厳禁となります。 ⑤ ネットオークション等で転売されたチケットは弊店とはなりません。 ⑥ 転売により購入されたチケットのトラブルについては一切の責任を負いません。 ⑦ 本券は、記載されている有効期限内にご利用いただけます。 ⑧ 有効期限の記載のないものは、無効となります。必ず有効期限または旅行会社で確認してください。 ⑨ 本券の盗用・紛失に対して、発行者は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。 ⑩ 本券は、未使用であっても払い戻ししません。また、現金との引き換え、つり銭を受け取ることはできません。 ⑪ 本券は、宿泊・旅行代金のお支払いには使用できません。</p> <p>◆本券の利用可能店舗はホームページでご確認ください。 https://tabi-susume.com/</p> <p>◎宿泊事業者及び旅行会社配布用 500円クーポン（4枚綴り） サイズ／H280×W150mm 加工／ミシン目3本入り 偽造防止マイクロ文字入り箔押し</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; color: white; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>チェックイン時に有効期限を 記入したものをお客様へ 必ずお渡しください。</p> </div>	

観光クーポン券について

・本事業には宿泊割引に加えて観光クーポン券（一人1泊当たり2,000円分）が付帯しております。

●クーポン券お渡し時の注意点

※観光クーポン券はお客様のチェックイン時に**割引対象のお客様にのみ1宿泊（割引）あたり1セット（500円×4枚綴り）**を渡してください。

例）大人2名（割引前宿泊代金@10,000円）+子供1名（割引前宿泊代金@4,000円）で2泊の場合、お渡しするクーポン券は割引対象の大人2名×2泊分、合計4セット/（500円×4枚綴り）になります。

※この観光クーポン券には有効期限があります。

・有効期限は旅行者の宿泊期間（チェックイン日～チェックアウト日）になります。

・観光クーポン券に有効期限を**押印**または**手書き**で記入して下さい。

・**有効期限の記入がない観光クーポン券は無効**となりますので、必ず各宿泊施設でご記入下さい。

・観光クーポン券の**最終の有効期限は12/29（水）**となります。

例）12/28（火）～12/30（木）宿泊の場合クーポン券の有効期限は12/28（火）～12/29（水）までです。

※観光クーポン券については「県民支えあい県民宿泊割」（2/19～3/31）の実績に応じて初回の送付を致しますが、枚数が足りない場合や追加されたい場合はホームページの追加申請フォームより申請してください。（初回発送分を含め1施設あたり**最大1,200セット**を送付致します。）

※利用可能店舗に関してはURL <https://tabi-susume.com/kankosearch/> をご確認ください。

<重要>

最終的に余ったクーポン券は令和4年1月21日（金）までに事務局宛にご返送をお願い致します。（送料は事業者様負担でお願い致します。）

返送先：〒381-2247 長野県長野市青木島4-4-9
NTTロジスコ信越支店内「信州割SPECIAL事務局」宛

※割引実績とご返送頂くクーポン券の枚数に相違があった場合、不足額分を補填して頂く場合がございます。適切にクーポン券を管理頂きますようお願い致します。



・有効期間は宿泊者のチェックイン日～チェックアウト日までです。
押印または手書きにて有効期限を記入してください。
※但し最終の有効期限は12/29（水）までですのでご注意ください。

<注意事項>

■ 感染防止対策の徹底について

各施設で感染防止対策の徹底をお願いします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示するとともに、「信州の安心なお店認証制度」の申請を必ず行ってください。

〔申請ページ〕 <https://shinshu-anshin.net/>

■ 割引にあたって

・旅行者お一人様の割引上限は、**1旅行につき2泊まで**となります。

・旅行者の住所確認について

「県民支えあい 信州割SPECIAL」事業は県内在住者が対象となります。

該当商品を販売する宿泊事業者様及び旅行会社様は、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。

団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと該当居住地の方であることの確認を行ってください。

・旅行者への感染防止の依頼について

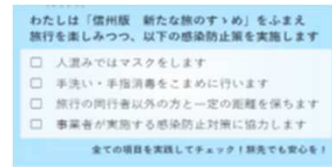
お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>



カード見本
←表 裏→



・価格表示について

販売にあたっては、当事業を適用していることを明示し、支援金額と割引後の価格が消費者に分かりやすい様に掲示してください。

例：販売料金 5,000円（「県民支えあい 信州割SPECIAL」5,000円分の割引適用後の価格です）

・取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。

ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示し、誤解を与えない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」で算出することができます。

＜注意事項＞

■実績報告のお願い

支援額の精算申請とは別に、全事業者様の販売状況を確認する為、お手数ではございますが、2週に一度実績報告をお願い致します。事務局より「県民支えあい信州割SPECIAL」事業販売進捗状況ヒアリングシートをメールにて各事業者様に送付致しますので、ご記入の上、下記の表の各日付までに事務局宛にメールにて（メールが不可の場合はFAXにて）、**販売状況を必ずご報告頂きますようお願い致します。**

※実績がゼロの場合も必ずご報告ください。

※各月の宿泊実績ではなく、**事業実施期間内の予約実績累計のご報告**をお願い致します。

※**実績報告がない場合はクーポンの配布数を追加することができませんのでご注意ください。**

「県民支えあい信州割SPECIAL」事業販売進捗状況ヒアリングシートは下記のURLからもダウンロードしていただけます。

<https://tabi-susume.com>

また、割引人数が上限に達した場合は、事業ホームページの完売報告フォームへご入力をお願い致します。

実績報告日スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
5日 (月)	2日 (月)	13日 (月)	11日 (月)	8日 (月)	6日 (月)	4日 (月)
19日 (月)	16日 (月)	27日 (月)	25日 (月)	22日 (月)	20日 (月)	
	30日 (月)					

<注意事項>

■ 留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、観光庁の「地域観光事業支援」を活用した事業です。
国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証書類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■ 不正利用の防止について

(1) キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、旅行・宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

(2) ノーショウの防止

本事業の目的である長野県内の観光需要の早期回復という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するものの中には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。

各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

(3) 事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、

事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについて>

■ 支援額の請求申請について

※お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けます。**

<https://tabi-susume.com/biz-sws/>

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

精算回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
宿泊日時 (チェックイン(CI)日)	6/30(水) CI分まで	7/30(金) CI分まで	8/31(火) CI分まで	9/30(木) CI分まで	10/29(金) CI分まで
請求期限	7/16 (金)	8/20 (金)	9/17 (金)	10/15 (金)	11/19 (金)
精算回	第6回	第7回(最終)			
宿泊日 (チェックイン(CI)日)	11/30(火) CI分まで	12/28(火) CI分まで			
請求期限	12/17 (金)	1/21 (金)			

※最終請求期限を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず**令和4年1月21日(金)(必着)**までに請求手続きを済ませてください。いかなる場合もこれ以降の申請につきましては、**支払い手続きができませんので、ご注意ください。**

※上記表の各宿泊日(チェックイン日)分の請求の申請は各回請求期限までに、必ず申請をお願い致します。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

■ 請求手続きに必要な提出書類

- ①実績内訳シート(様式第5号)・宿泊事業者用
- ②信州割 割引確認書(様式第6号)(宿泊者がお泊まりの際に必ず宿泊者ご本人(代表者)に記入してもらってください。)

※**割引確認書が無いとお支払いができませんのでご注意ください。**

上記①実績内訳シート、②割引確認書は下記のURLからダウンロードが可能です。

<https://tabi-susume.com>

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

- ①②はWEB申請同様
 - ③実績報告書(様式第4号)
 - ④信州割 支援金請求書兼委任状(様式第7号)
- 上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com>

<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00

事務所所在地 〒381-0038
長野県長野市東和田857-1
信州名鉄長野ビル3F

TEL 026-263-7322

FAX 026-263-0076

E-mail tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com>
URL 内特設ページを開設